「2020 町並み竹灯り～たけはら憧憬の路～」開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、実行委員会で協議した結果、感染拡大防止の観点から、来場者・住民・関係者の健康・安全面等を考慮し、「2020 町並み竹灯り～たけはら憧憬の路～」の開催中止を決定しました。

イベント等の最新情報については、「たけはら観光ナビ」をご参照ください。

問い合わせ

たけはら憧憬の路実行委員会
（産業振興課商工観光振興係内）
☎２２－７７４５

◀最新情報はこちら

令和２年度広島高等技術専門校委託訓練
「建設ＰＣトレーニング科」受講生募集（３か月訓練）

内容

建設関連の基礎から、各種技能講習・各種特別教育の資格を取得し、パソコンも使える建設人材を育成します。

取得可能資格

フォークリフト運転技能・玉掛け技能・小型移動式クレーン運転技能など

訓練場所　東広島地域職業訓練センター

訓練期間

９月 24 日（木）～ 12 月 23 日（水）

対象

住所地を管轄するハローワークの受講指示・受講推薦又は支援指示が受けられる人で、入校日（令和２年９月 24 日）において満 18 歳以上の人

定員

15 人
※筆記試験による選考があります。

申込先

住所地を管轄するハローワーク窓口

申込期限

９月２日（水）まで

事前説明会

日時　８月 25 日（火）
14 時～ 15 時

場所　東広島地域職業訓練センター

問い合わせ

東広島地域職業訓練センター
☎０８２－４２９－０８１０

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新はお済みですか？

国民健康保険の加入者が病院の窓口で保険証に添えて「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

●更新を希望する人は手続きを！

有効期限が令和２年７月 31 日の「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人で、８月以降も引き続き交付を受けるには、更新申請が必要です。

更新を希望する人は８月 31 日までに、手続きをしてください。

※適用区分は、前年の被保険者世帯の所得等により、改めて判定しますので、それまでの適用区分から変更となる場合があります。

※保険税を滞納していると認定証を交付できない場合があります。

申請方法

印かん、本人確認書類、マイナンバーが確認できるものをお持ちのうえ市民課医療年金係、支所、出張所へ。

問い合わせ

市民課医療年金係
☎２２－７７３４

ご相談ください。

ふれあい福祉相談

場所　ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ　ふれあい福祉相談センター
☎ 22-8986　※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談（どんな相談でも）	毎週月～金曜	8：30 ～ 17：00
ボランティア相談（活動希望・援助依頼等）		
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第１金曜	10：00 ～ 15：00
◇不動産相談	毎月第３水曜	
障害児者相談	毎月第３木曜	
保険・年金相談	毎月第４水曜	
女性相談	毎月第４金曜	
＊法律相談	毎月第２金曜	10：00 ～ 16：00

専門相談については予約制。電話による相談も可。
◇偶数月は司法書士が応相談。
＊法律相談は、月初めから受付。
　無料での相談は一人１回です。

障害者虐待防止相談

場所　ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ　竹原市障害者虐待防止センター
☎ 24-6007

人権相談

・みんなの人権 110 番　☎ 0570-003-110
・子どもの人権 110 番　☎ 0120-007-110
・女性の人権ホットライン　☎ 0570-070-810
　受付時間　平日　８時 30 分～ 17 時 15 分
・インターネット人権相談に関してはこちら➡

高齢者総合相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者総合相談	月～金	8：30 ～ 17：00（ふくしの駅）

※上記以外は転送電話にて対応します。
※介護家族相談会は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため今月は中止となりました。
問い合わせ　地域包括支援センター　☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所　ふれあい館ひろしま（中央 2-4-3）
※休館日は８月 13 日㈭～ 16 日㈰です。
問い合わせ
　いのちのホットライン竹原　☎ 22-9102

出張年金相談

日時　毎月第２水曜日　10 時～ 15 時 30 分
場所　人権センター１階会議室
※相談は予約制です。
※前々日の正午までに要申し込み。
申し込み・問い合わせ　呉年金事務所　☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。
日時　月～金曜日（祝日・年末年始を除く）９時～ 17 時
場所　県庁農林庁舎１階（広島市中区基町 10 番 52 号）
問い合わせ　広島県生活センター　☎ 082-223-8811

行政相談　国の行政への苦情や相談を受け付けます。
問い合わせ　入駒 智子（忠海東町）　☎ 26-0235
　北嵐 浩（塩町）　☎ 24-6760

子どものオンラインゲーム利用は家庭内でルール作りを！

〈相談内容〉
　携帯電話会社から、利用代金の支払額が 10 万円を超えるという通知が届いた。
　家族に聞くと、小学校低学年の息子が、私のスマートフォンでオンラインゲームをしていたという。こっそり盗み見たパスワードを使い、ゲームをダウンロードし課金したようだ。
　取り消しはできないだろうか。

【子どものオンラインゲームトラブルが増加】
　オンラインゲームは、スマートフォンなどで、基本的には無料で提供されているサービスです。
　しかし、その多くはゲームが進むにつれて、有料のアイテムを購入（課金）しなければ楽しめない仕組みのものが多く、子どもがアイテム欲しさから保護者に無断で課金するケースがあるようです。

【利用にあたっては親子でよく話し合いましょう】
　このような場合、子ども本人からよく事情を聞いた上で状況を整理しましょう。その上で、ゲーム管理会社へ調査を依頼し、未成年者取り消しの検討を求めてみましょう。
　なお、スマートフォン以外にも、インターネットに接続しオンラインゲームを利用できるゲーム機で、クレジットカード等でアイテムの購入が簡単にできるものもあります。
　オンラインゲームの利用に際しては、大人がこれらの仕組みを理解し、フィルタリングや課金制限などの対策を行うとともに、あらかじめ家庭内でルールを話し合っておくことが必要です。
　おかしいな、困ったなと思ったら、**消費生活相談室**（☎２２－６９６５）にご相談ください。

市民人権標語　**小学生の作品**　ありがとう　やさしいきもち　たからもの